

新旧对照表

旧	新
(新設)	第 7 条 未利用口座管理手数料 1. この預金が、一定期間利用がないなど当社所定の条件を満たす場合（以下条件を満たした口座を「未利用口座」という。）、お客さまは当社所定の手数料（以下「未利用口座管理手数料」という。）を支払うものとし ます。 2. 未利用口座となった場合、当社はお客さまに通知することなく、当該口座から払戻請求書等によらず、当社所定の期日に、当社所定の方法により未利用口座管理手数料を引き落しできるものとします。 3. 引き落とした未利用口座管理手数料は返却いたしません。 4. 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当社はお客さまに通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金口座を解約できるものとします。
第 7 条 規定の準用 本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。	第 8 条 規定の準用 本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。
第 8 条 規定の変更 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までの変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。	第 9 条 規定の変更 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までの変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。